四　講習事務の実施の基本的な計画を記載した書面　第二条第二項
五　講師の氏名、住所並びに講習事務に関する資格及び略歴を記載した書面　第二条第二項
六　資産の総額及び種類を記載した書面　第二条第二項
七　事業計画及び収支予算　第五条第一項
八　事業報告書、収支決算書、貸借対照表及び財産目録　第五条第二項

2　前項のフレキシブルディスクは、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下この条において「日本工業規格」という。）X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。

3　第一項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従って行わなければならない。

一　トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二五に規定する方式
二　ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五に規定する方式
三　文字の符号化表現については、日本工業規格X〇二〇八附属書一に規定する方式

4　第一項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本工業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本工業規格X〇二一一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いて行わなければならない。

5　第一項のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一　提出者の名称
二　提出年月日

附　則

（施行期日）

1　この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成二十年法律第八十六号）の施行の日（平成二十一年十二月四日）から施行する。

（準備行為）

2　第二条第一項の規定による提出は、この規則の施行前においても行うことができる。

（現に存する指定法人等に関する特例）

3　銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令（平成二十一年政令第二百二十四号）第一条の規定による改正前の令第五条の十第二項の規定による指定（附則第五項において単に「指定」という。）を受けた法人等であってこの規則の施行の際現に存するもの（以下「現に存する指定法人等」という。）は、平成二十二年二月二十八日までに、第二条第一項に掲げる事項を記載した書面及び同条第二項に掲げる書類を国家公安委員会に提出しなければならない。

4　第九条の規定は、前項の規定による提出について準用する。この場合において、同条第一項中「別記様式第一号」とあるのは「別記様式第二号」と読み替えるものとする。

5　国家公安委員会は、附則第三項の規定による提出があったときは、当該現に存する指定法人等の名称、住所及び事務所の所在地並びに指定を受けた年月日を公示するものとする。

6　前三項に規定するもののほか、現に存する指定法人等に対するこの規則の適用については、第四条第一項中「前条の規定による公示に係る事項」とあるのは「附則第五項の規定による公示に係る事項（指定を受けた年月日を除く。）」と、同条第三項中「第二条第二項に掲げる書類」とあるのは「附則第三項の規定により提出された第二条第二項に掲げる書類」と、第五条第一項中「毎事業年度」とあるのは「平成二十二年四月一日が属する事業年度以後の毎事業年度」と、同条第二項中「毎事業年度」とあるのは「平成二十二年三月三十一日が属する事業年度以後の毎事業年度」とする。

別記様式第１号（第９条関係）

フレキシブルディスク提出票

猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則第２条第１項第２項第５条第１項第２項の規定により提出すべき書類に記載することとされている事項を記録したフレキシブルディスクを以下のとおり提出します。

本票に添付されているフレキシブルディスクに記録された事項は、事実に相違ありません。

年　月　日

国家公安委員会殿

提出者　住　所
名　称

1　フレキシブルディスクに記録された事項

2　フレキシブルディスクと併せて提出される書類

備考　1　フレキシブルディスクに記録された事項欄には、フレキシブルディスクに記録されている事項を記載するとともに、2枚以上のフレキシブルディスクを提出するときは、フレキシブルディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

2　フレキシブルディスクと併せて提出される書類欄には、本票に添付されているフレキシブルディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を併せて提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。

3　不用の文字は、横線で消すこと。

4　該当事項がない欄は、省略すること。

5　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。